地すべり対策事業の概要

地すべり対策事業は地すべり防止区域において、地すべりを防止し、国民の生命や財産を守ることを目的とします。本県の地すべりに係る土砂災害警戒地区は84箇所あり、その多くが沖縄本島の中南部の島尻泥岩（クチャ）地帯に分布しています。そのうち35箇所を地すべり防止区域に指定し整備を進めており、令和6年度末時点で27箇所が概成しています。

被災直後

対策後

安里地すべり（中城村）

被災直後

対策後

当間地すべり(中城村)

砂防事業の概要

砂防事業は、国民の生命財産を土砂災害から守る国土保全事業です。

本県の砂防事業は、地形的特性から、ほとんどが沖縄本島北部地区に集中しており、本土復帰以降、令和6年度末までに砂防ダム110基、流路工62箇所、床固工147箇所が概成しています。

辺野喜川左支川(Ⅱ)砂防ダム(大宜味村)

比地川砂防ダム（国頭村）

急傾斜地崩壊対策事業の概要

急傾斜地崩壊対策事業は、急傾斜地における崩壊等から国民の生命・財産を守ることを目的としています。近年、市街地の拡大に伴って、丘陵地まで宅地化が進み、がけ崩れの災害を受ける危険性が増加しています。急傾斜地に係る土砂災害警戒区域は630箇所あり、そのうち88箇所を急傾斜地崩壊危険区域に指定し、令和6年度末現在で77箇所が概成しています。

対策前

対策後

島袋地区(沖縄市)

土砂災害防止法とは

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律

土砂災害から国民の生命を守るため、土砂災害のおそれのある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制、既存住宅の移転促進等のソフト対策の推進を行うもので、平成13年4月に施行されました。

土砂災害は毎年のように全国各地で発生しており、私たちの暮らしに大きな被害を与えています。
また、その一方で、新たな宅地開発が進み、それに伴って土砂災害の発生するおそれのある危険な箇所も年々増加し続けています。そのようなすべての危険箇所を対策工事により安全な状態にしていくには、膨大な時間と費用が必要となります。災害から人命や財産を守るためには、土砂災害防止工事等のハード対策と併せて、土砂災害の危険性のある区域を明らかにし、その中で警戒避難体制の整備や危険箇所への新規住宅等の立地抑制等のソフト対策を充実させていくことが大切なのです。

土砂災害警戒区域の指定〈土砂災害のおそれがある区域〉

土砂災害特別警戒区域の指定
〈建築物に破損が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれがある区域〉

土砂災害とは、下記に示す3種類のものを発生原因として国民の生命又は身体に生じる被害をいいます。

急傾斜地の崩壊
傾斜度が30度以上である土地が崩壊する自然現象。

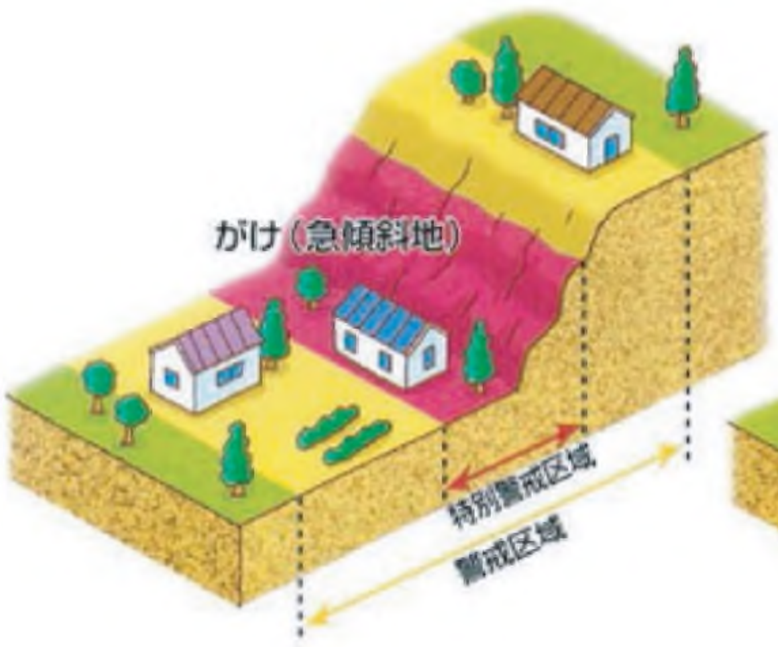

土　石　流
山腹が崩壊して生じた土石等又は渓流の土石等が水と一体となって流下する自然現象。

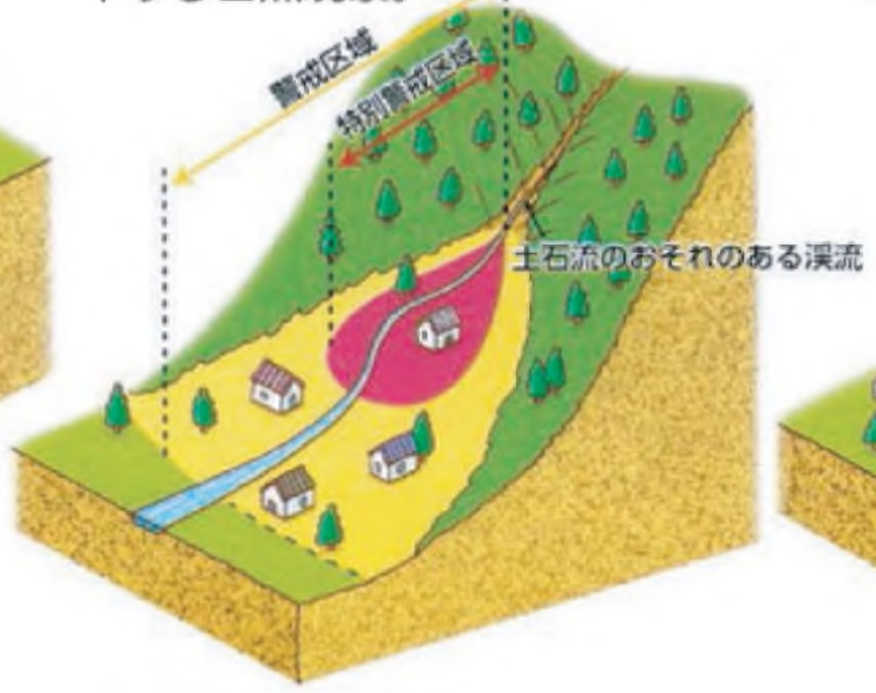

地　滑　り
土地の一部が地下水等に起因して滑る自然現象又はこれに伴って移動する自然現象。

地域住民

自助
防災への備え
避難所の確認
自主避難

共助
ボランティア
NPO
連携
要配慮者等への支援
自主防災組織の設立
避難訓練の実施

協働参画

公助
警戒避難体制の整備
土砂災害警戒区域等の情報提供
復旧・復興

国・都道府県・市町村

土砂災害に備えるために

土砂災害の危険から身を守るのはあなた自身です。家や職場の周囲は安全ですか？危険な場所を点検し、防災情報を収集するなど「日頃の備え」を万全にし、いざとなったら「早めの避難」を心がけましょう。

住民の一人ひとりが、土砂災害に対し的確な判断をし、行動をとるために、行政は、専門的かつ技術的な事項について、的確な情報提供をはじめとする手助けを行います。

行政の「知らせる努力」と住民の「知る努力」で土砂災害による人的被害をゼロに。

※土砂災害警戒区域については、沖縄県地図情報システムにてご確認ください。http://gis.pref.okinawa.jp/pref-okinawa/Portal

災害復旧事業

台風、高潮及び豪雨等による、公共土木施設(河川、海岸、道路、港湾等)の被災は、県民の生命、財産並びに、産業、経済活動に多大な損失を与える等、その影響は極めて深刻です。従って、民生の安定と公共の福祉を緊急に確保するため、「公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法」に基づいて、災害復旧事業を実施しています。

河川等災害復旧事業

国道449号(名護市)
台風６号(R5.8)

羽地大川(名護市)
豪雨(R6.6)

比屋根(2)急傾斜(復旧前)

比屋根(2)急傾斜(復旧後)

豪雨(R3.6)による急傾斜地の被災

港湾災害復旧事業

本部港岸壁(復旧前)

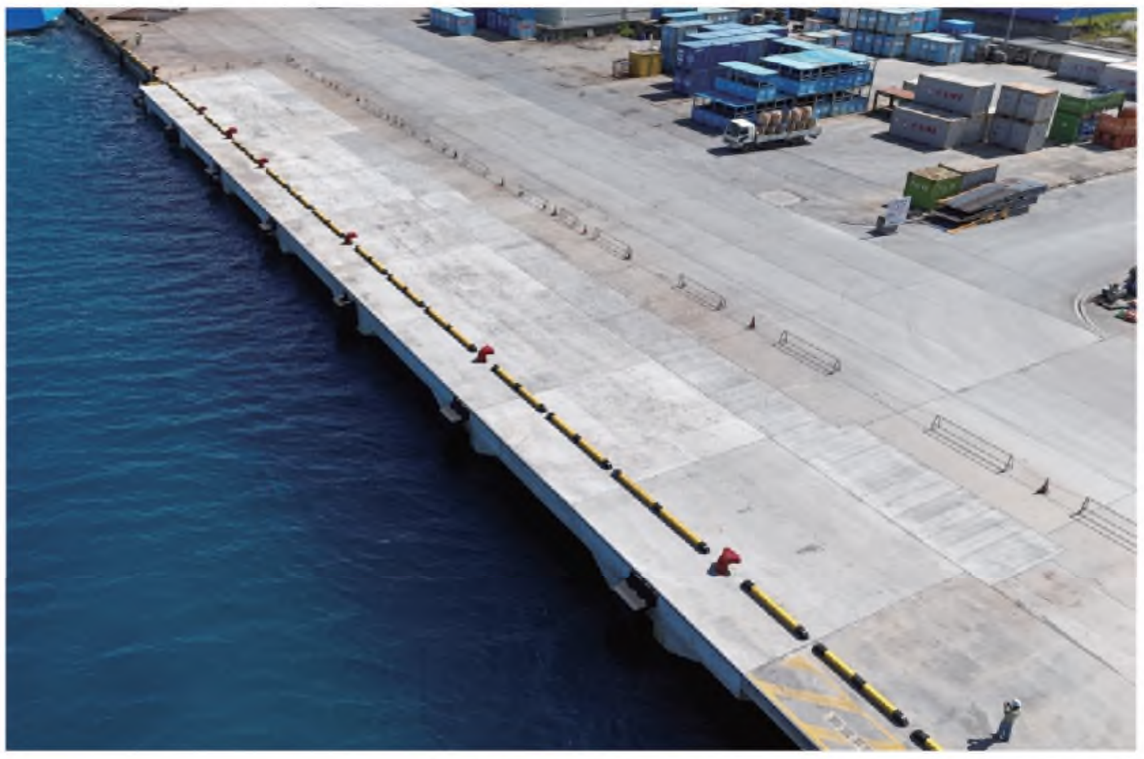

本部港岸壁(復旧後)

台風6号(R5.8)による岸壁の被災

海岸事業の概要

沖縄県は、日本の最南端、最西端に位置し、東西1,000km、南北400kmに及ぶ広大な海域に点在する大小160の島々で構成されている島嶼県です。これらの島々を取り巻く海岸は全国第4位の2千km余りの延長を有しており、サンゴ礁やエメラルドグリーンの海と白い砂浜、琉球石灰岩からなる海食崖など優れた自然景観は県内外の観光客から親しまれています。しかしながら、台風常襲地帯である本県は高潮、波浪による海岸災害が発生しており、海岸保全施設の整備は重要な課題となっています。そこで、自然災害から県民の生命・財産を守り、安心できる沿岸域を形成するとともに、環境や利用に配慮した海岸事業に取り組んでいます。

老朽化対策緊急事業

老朽化対策緊急事業は、老朽化により防護機能が低下した海岸において、緊急にその機能の回復や強化を図ることを目的としています。老朽化した施設は今後、維持管理費が著しく増大することが想定されるため、継続的に点検し、施設の計画的な維持･更新に取り組んでおります。

整備前

整備後

中城湾港海岸(豊原地区)：うるま市

整備前

整備後

松田潟原海岸：宜野座村

海岸環境整備事業

海岸環境整備事業は、海岸の保全を図るとともに、周辺環境と調和を保ちながら海浜地のレクリエーション機能の向上を図ることを目的としています。緩傾斜堤によるアクセス向上や養浜による砂浜の復元・創出等により海辺をふれあいの場として快適で潤いのある海岸空間の創出を図ります。

全景

利用状況

KINサンライズビーチ:金武町

高潮対策事業

高潮対策事業は、高潮･波浪･津波等の海水による被害を防除することを目的としています。海岸保全施設の整備にあたっては、快適な海浜利用の増進を図るとともに、本県の有する亜熱帯地域特有の美しい海や砂浜等の景観・環境にも配慮し、緩傾斜堤・養浜･人工リーフ等による海岸保全施設の面的防護を取り入れた整備を進めております。

整備前(越波状況)

整備後

宮城海岸：北谷町

海岸の管理と利用(水管理･国土保全局所管･港湾局所管)

海岸の管理

国又は地方公共団体が所有する公共の用に供されている海岸の土地（地方公共団体の所有する土地は、海岸法に基づき公示した土地に限る。）及びこれと一体として管理を行う必要があるものとして都道府県知事が指定し、公示した低潮線までの水面である公共海岸は、海岸保全区域と一般公共海岸区域に区分されます。

一般公共海岸区域の管理者は、沖縄県知事となっております。

また、海岸保全区域の海岸管理者は以下のとおりとなっています。なお、本県では海岸管理者との協議に基づき恩納村長及び渡嘉敷村長が地域の海岸管理を行っています。

海岸保全区域の区分	海岸管理者	主務大臣
以下を除く海岸保全区域	都道県知事又は市町村長	国土交通大臣(水管理･国土保全局)
港湾区域又は港湾隣接地域と重複している部分	港湾管理者の長	国土交通大臣(港湾局)
港湾告知水域と重複している部分	都道県知事	
漁港区域と重複している部分	漁港管理者の長	農林水産大臣(水産庁)
土地改良法により管理している海岸保全使節が存する地域又は、土地改良事業計画が決定している地域に係る部分	都道府県知事 又は市町村長	農林水産大臣 (農村振興局)
農地を保全するための海岸施設で、土地改良法によらず管理されているのもが存する地域に係る部分	都道府県知事 又は市町村長	農林水産大臣 (農村振興局または水産庁)

(水納海岸(多良間))

(海浜運動会)

海岸管理に関する事務

海岸管理者には、以下のような事務があります。

・海岸保全区域の指定に関する事務
・海岸台帳の調整及び保管に関する事務
・海岸の占用許可に関する事務
・海岸における行為の制限の許可に関する事務

海岸の愛護運動と利用

海岸は、ふれあいと憩いの場として多くの人々に自由に利用されています。また、海岸が良好に利用されるように地域の万々や県・市町村、各種団体等による清掃が行われています。

(海岸の清掃)

(ハーリー大会)

(カヌー体験)

＜提供：名護市（撮影：屋部川七色にじまつり実行委員会）＞

表紙写真の説明　　上：金城ダム（那覇市）
左下：安里川(那覇市)
右下：倉敷ダム(うるま市)

おきなわの川と海 2025

●

編集・発行

沖 縄 県 土 木 建 築 部

〒900－8570沖縄県那覇市泉崎1丁目2番2号
河　川　課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎**098-866-2404**
HP:http://www.pref.okinawa.lg.jp/site/doboku/kasen/
E-mail:aa064009@pref.okinawa.lg.jp
海岸防災課 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ☎**098-866-2410**
HP:http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/kaibo/
E-mail:aa065300@pref.okinawa.lg.jp

出先機関

北部土木事務所　〒905-0015 沖縄県名護市大南1-13-11　☎0980-53-1255
中部土木事務所　〒904-2155 沖縄県沖縄市美原1-6-34　☎098-894-6510
南部土木事務所　〒900-0029 沖縄県那覇市旭町116-37 7F・8F　☎098-866-1129
宮古土木事務所　〒906-0012 沖縄県宮古島市西里1125　☎0980-72-2769
八重山土木事務所　〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里438-1　☎0980-82-2217